**実地指導等による過誤調整手続き（フロー図）**

◎指導による指摘に伴う自主返還措置

①´

**事業所が所在する市町村**

③事業者の名称等

必要事項を通知

**県**

②　事業者による点検結果の報告（様式１）

①　指導結果通知及び自主点検の指示

⑤　返還完了報告（様式２）※利用者負担分を含む

**国民健康保険**

**団体連合会**

**市町村**

④過誤調整額

確定の指導

④´過誤調整の

連絡及び返還

**障害福祉サービス事業者等**

⑤´返還額の報告

④´過誤調整申立

①県は、実地指導等の結果判明した返還対象について、当該事業者に対して返還（過誤調整等）の指示を行います。併せて、県は事業所が所在する市町村に指導の結果通知（写）を送付します。

②当該事業者は、内容を精査、返還単位及び金額を算出し、県へ報告します。

③県は、当該事業者の名称、返還単位等必要事項を市町村に通知します。

④市町村は、過誤調整額確定の指導を事業者に行い、国保連合会に対し、過誤調整の申し立てを行います。

⑤当該事業者は、返還完了後、確定した返還単位及び金額を返還完了報告（過誤決定通知書（写）、利用者の領収書（写）を添付）として県及び市町村あてに報告します。